



鳥取県公報

平成16年3月5日(金)
第7565号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (146) (協働推進室) 1
	産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書等の縦覧 (147) (循環型社会推進課) 2
	特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書等の縦覧 (148) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出 (149) (経済交流課) 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (150・151) (森林保全課) 4
	公共測量の実施 (152) (管理課) 4
	公共測量の終了 (153) (〃) 5
	中小企業に対して特別に発注する委託業務の契約に係る指名競争入札に 参加する者に必要な資格等 (154) (〃) 5
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (155) (都市計画課)10
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (5)10
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)11

告 示

鳥取県告示第146号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6964	雑誌その他の 刊行物	別冊ブブカ 2004 4月号	雑誌 08203 - 4	株式会社 コアマガジン
6965	〃	アジア話王 VOL.11 増刊ランズキ4 / 1号	雑誌 19106 - 04	株式会社ぶんか社
6966	〃	ホイップ 3	雑誌 08169 - 3	株式会社 コアマガジン

6967	"	実話ゴッキン！ 週刊実話別冊 2004 3 / 1号	雑誌 20327 - 3 / 1	株式会社 日本ジャーナル出版
------	---	-------------------------------	---------------------	-------------------

鳥取県告示第147号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第7項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「計画」という。）が提出され、及び同条第8項の規定に基づき、多量排出事業者から計画の実施の状況について報告があったので、同条第9項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

- (1) 計画に係る計画書及びその添付書類
- (2) 計画の実施状況の報告書及びその添付書類

2 縦覧に供する期間

平成16年 3月 5日から 1年間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730

鳥取県東部福祉保健局生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40

鳥取県東部福祉保健局八頭支局保健衛生課

倉吉市東巖城町 2

鳥取県中部総合事務所福祉保健局生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45

鳥取県西部福祉保健局生活環境課

日野郡日野町根雨140 - 1

鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第148号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「計画」という。）が提出され、及び同条第9項の規定に基づき、多量排出事業者から計画の実施の状況について報告があったので、同条第10項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
(1) 計画に係る計画書及びその添付書類
(2) 計画の実施状況の報告書及びその添付書類

- 2 縦覧に供する期間
平成16年 3月 5日から 1年間

- 3 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目271
鳥取県生活環境部循環型社会推進課

鳥取市江津730
鳥取県東部福祉保健局生活環境課

八頭郡郡家町大字郡家40
鳥取県東部福祉保健局八頭支局保健衛生課

倉吉市東巖城町 2
鳥取県中部総合事務所福祉保健局生活環境課

米子市東福原一丁目 1 - 45
鳥取県西部福祉保健局生活環境課

日野郡日野町根雨140 - 1
鳥取県日野総合事務所福祉保健局保健衛生課

鳥取県告示第149号

平成16年鳥取県告示第73号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示した米子西ショッピングセンターに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年 3月 5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村
米子市
- 2 市の意見の概要
駐車場の利用が深夜におよぶときは、駐車中の車のアイドリングによる騒音とともに、駐車場内における暴走行為の発生による騒音に注意が必要である。
- 3 縦覧に供する期間
平成16年 3月 5日から 1週間

- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課

鳥取県告示第150号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町上萩山字明谷山91
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第151号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町福万来字本谷山791
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年11月22日から同年12月1日まで
- 3 作業地域 鳥取市秋里

鳥取県告示第153号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取地方法務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 鳥取市秋里
- 3 終了年月日 平成15年12月1日

鳥取県告示第154号

平成16年度において県が締結する緊急の雇用対策のため中小企業に対して特別に発注する委託業務（以下「特別委託業務」という。）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特別資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 対象業務
特別資格は、別表中欄に掲げる特別委託業務に係るものを対象とする。
- 2 資格要件
特別資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、別表の左欄に掲げる区分ごとに付与する。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - ア 常時雇用する労働者が50人未満の企業（合名会社、合資会社、有限会社若しくは株式会社又は個人が経営するものに限る。）であること。
 - イ 特別資格の審査申請を行った日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の直前の事業年度及び前々事業年度の売上高が、それぞれの事業年度の前事業年度のものに比べ減少していること。
 - ウ 申請年度の直前の事業年度の完成工事高、受託量（額）等の事業活動を示す指標のいずれかが、平成12年度のものに比べ5分の1以上減少していること。
 - (3) 県内に本店を有する者であること。
 - (4) 環境美化の業務を希望する者にとっては、次のいずれかの入札参加資格を有すること。
 - ア 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「工事資格」という。）

イ 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）又は平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく入札参加資格のうち、役務に係るもの（以下「役務資格」という。）

(5) 申請図書作成の業務を希望する者にあつては、平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第700号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「測量等資格」という。）を有すること。

(6) 台帳整備の業務を希望する者にあつては、次のいずれかの入札参加資格を有すること。

ア 測量等資格

イ 役務資格のうち、情報処理サービスに係るもの

(7) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 特別入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 経営実態調書（様式第2号）

ウ 職員調書（様式第3号）並びに常時雇用するすべての労働者の雇用保険被保険者証及び健康保険被保険者証の本人欄の写し

エ 法人にあつては、平成12年度から直前の事業年度までの間の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類並びに商業登記簿の謄本

オ 個人にあつては、平成12年度から直前の事業年度までの間の各営業年度の貸借対照表及び損益計算書並びにその者の住民票の抄本

カ 環境美化の業務を希望する者にあつては、工事資格又は役務資格の決定通知書の写し

キ 申請図書作成の業務を希望する者にあつては、測量等資格の決定通知書の写し

ク 台帳整備の業務を希望する者にあつては、測量等資格又は情報処理サービスに係る役務資格の決定通知書の写し

(2) 提出時期

平成16年3月5日（金）から随時受け付ける。ただし、平成16年度における特別委託業務の最初の発注までに特別資格を得ようとする場合は、同月31日（水）までに提出すること。

(3) 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達（以下「信書便送達」という。）とすること。なお、郵送又は信書便送達による申込みは、書留郵便又は同条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、平成16年9月30日（木）午後4時までには到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先

鳥取県県土整備部管理課企画調整室（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7410）（平成16年4月1日（木）以降 鳥取県県土整備部企画防災課企画係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7410）

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、文書により通知する。なお、平成16年4月1日以降に申請のあったものについ

ては、各月の末日の受付の終了後に通知する。

5 入札参加資格の有効期間

特別資格の有効期間は、これを付与された日から当該付与された日の属する申請者の事業年度の末日から起算して60日を経過する日（その日が平成17年3月31日以後になるときは、平成17年3月31日）までとする。ただし、その失効前に再び特別資格の申請が行われた場合は、当該申請に係る4の通知の日まで延長する。

別表

区分	特別委託業務	業務の主な内容
環境美化	自然歩道クリーンアップ	県が管理する長距離自然歩道の草木の伐採除去作業
	砂丘周辺環境美化	歩道及び自転車専用道路の清掃
	道路付属施設管理	展望駐車場及び停留所の定期的な清掃
	砂防河川環境美化	砂防河川の清掃及び産業廃棄物の撤去
	屋外トイレ清掃	県が所有する屋外トイレの定期的な清掃
申請図書作成	国有財産特定作業	県道の敷地内にある国有財産の所在を確認し、図面上に特定し、及び一覧表にまとめる作業
	登記用図面作成業務	不動産登記が完了していない道路及び水路の敷地内の県有財産について、登記に必要な図面を作成する作業
台帳整備	砂防指定地台帳整備	砂防指定地に係る台帳に記載された情報を電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに変換すること。

様式第1号

受付 番号	
----------	--

特別入札参加資格審査申請書

鳥取県知事 片 山 善 博 様

平成 年 月 日

今般貴県所管に係る緊急の雇用対策のため中小企業に対して特別に発注する委託業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この特別入札参加資格申請書及び添付書類のすべての記載は、事実と相違ないことを誓約します。

申 請 者 (本社)	(フリガナ) 所 在 地	電話番号 ファクシミリ	-	-
	(フリガナ) 商号又は名称			
	(フリガナ) 代 表 者 名	役職名	氏名	実印

[特別委託業務の入札において参加を希望する業務の種別表]

業務区分	既に所有している 入札参加資格の種類		希 望 欄
	工事資格	役務資格	
環境美化			
申請図書作成	測量等資格		
台帳整備	測量等 資格	役務資格 (情報処理サービスに 限る。)	

記載要領

- 「既に所有している入札参加資格の種類」欄は、該当する資格欄に 印を記載すること。
- 「希望欄」欄は、「既に所有している入札参加資格の種類」欄の両方又はいずれかに 印の記載がある場合に 印を記載することができる。

様式第2号

経 営 実 態 調 書

(1) 商号又は名称 <small>(フリガナ)</small>					
(2) 代表者名					
(3) 本社及び全ての支店、営業所等の状況	支店・営業所等の名称	郵便番号・所在地		電話番号 ファクシミリ番号	
	本社	〒		-----	
		〒		-----	
		〒		-----	
(4) 職員数	技術関係職員	事務関係職員	販売関係職員	その他の職員	全 体
	人	人	人	人	人
(5) 売上高調書	営業年度	申請書提出時の 直前の事業年度	申請書提出時の 2年前の事業年度	申請書提出時の 3年前の事業年度	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	

記載要領

- 1 この表には、申請書提出日に在職する職員のほか、法人にあつてはすべての役員（非常勤職員を含む。）、個人にあつては代表者も記載するものとする。
- 2 「常勤・非常勤の別」欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記入するものとし、日給職員については年間労働日数を（ ）内に記載すること。
- 3 「区分」欄には、技術関係職員、事務関係職員、販売関係職員、その他の職員のいずれに該当するかを記入し、様式第1号の職員数と合わせること。
- 4 「従事内容」欄には、主に従事している業務の内容を記載すること。

鳥取県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画流通業務団地造成事業 米子流通業務団地造成事業
- 3 事業施行期間
平成9年12月2日から平成21年3月31日まで
(変更前 平成9年12月2日から平成16年3月31日まで)
- 4 事業地
(1) 収用の部分 米子市赤井手、今在家及び二本木の各一部
(2) 使用の部分 米子市流通町の一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成16年3月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,854

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,778
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,176
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,340
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,158
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,090
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,000
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,554
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,034
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,147
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,010
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,716

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年3月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名 平成16年度建設資材価格調査委託

(2) 業務内容

本件事業は、鳥取県の発注に係る土木工事及び建築工事において、その積算に使用する建設資材等の実勢価格を把握し、発注単価の決定のための基礎資料を作成するものである。

(3) 業務の概要

建設資材等の実勢価格調査（市況価格の調査）

電算システム用の単価の作成

(4) 履行期間 平成16年4月から平成17年3月25日

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成16年3月5日（金）から同月16日（火）までの間のいずれの火においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 平成15年4月1日（火）から平成16年3月16日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。

- (5) 平成6年度以降に業務が完了し、成果品を納入している1,500品目以上の建設資材の価格調査業務を6月以上継続して実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 本件業務の実施機関中、調査員（当該業務において直接調査に携わる者をいう。以下同じ。）を2名以上配置できること。この場合において、当該調査員は、他の業務を行う者と兼ねることができることとし、少なくとも1名は業務の管理及び統括を行う立場にある者であること。
- (7) 調査担当部局のほか、審査担当部局を有し、同部局において調査方法、調査結果等の内部審査が可能であるとこ。
- (8) 外部有識者で構成され、調査方法等について定期的に審議する調査機関を既に有し、又は新たに設置し、同機関における審議の結果をその後の調査に反映させることができること。
- (9) 発注者が求めた場合には、調査方法、調査結果等の客観性及び妥当性についての説明を行うことができること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年3月5日（金）から同月16日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyusatusujouhou/doboku/kokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年3月5日（金）から同月16日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき、作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (7) この公告に示した業務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

